

廃棄物処理法の見直しに向けて議論してきた中央環境審議会処理制度専門委員会の報告書案がこのほど公表され、パブリックコメントの募集が来月10日まで行われている。この結果を踏まえて年内にも委員会が開かれ、正式な報告書が取りまとめられる見込みだ▼今回の見直しで柱となっているのは排出事業者責任の強化と優良化の推進。排出事業者に委託先処理業者の現地確認や情報提供による確認を義務付けるなど、排出事業者責任は一段と厳しくなりそうだ▼一方で、処理業界の優良化の推進をセツトで進めるという案が出ている。MJOで活用されることになりそうなのが、環境省が推進している優良性評価制度だ。適合確認を受けている業者を選定した場合は、現地確認を免除する方向だ▼しかし、問題は評価制度自体の位置付けが明確でなからぬ点だ。そもそもこの制度は環境省が省令に基づいて創設したもので、廃棄物処理法に明確に盛り込まれたものではない。法律で決められた義務の免除に、省令レベルの制度を活用して良いのかと、業界関係者からは疑問の声も出る。優良性評価制度を有効に活用するには「法律で明確に位置付ける」など抜本的な見直しが必要だ。法制度の改革議論はこれからが本番かもしれない。(心)

平成21年11月18日
環境新聞